

災害時における倉吉市と倉吉アマチュア無線赤十字奉仕団との 情報収集等の協力に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と倉吉アマチュア無線赤十字奉仕団（以下「乙」という。）は、災害時における迅速かつ的確な情報の収集等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域及びその周辺で地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、災害に関する情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報の収集等」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時における災害情報の収集等について、乙の協力を必要とするときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、当該要請の内容に従って、災害情報の収集等に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による乙への協力要請の手続は、倉吉市総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が行う。

2 前項の協力要請の手続は、口頭、電話等の方法により行うものとする。

（費用）

第4条 第2条第2項の規定により行う災害情報の収集等に係る費用は無償とする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定による災害情報の収集等の活動中に負傷等をした者に対しては、倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（名簿の提出）

第6条 乙は、毎年4月1日にその構成員の名簿を甲に提出するものとする。

（訓練の実施）

第7条 甲及び乙は、災害時における迅速かつ的確な災害情報の収集等を行うため、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

（適用日）

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、その実施に関し必要な事項は、総務課長と乙の代表者とが協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年6月2日

甲 倉吉市
倉吉市長 長谷川 稔

乙 倉吉アマチュア無線赤十字奉仕団
委員長 磯江 晃